

平成 28 年 12 月 22 日
株式会社日本政策金融公庫

平成29年度日本政策金融公庫予算(政府案)について

本日(12月22日)、平成29年度予算政府案が閣議により決定されました。この決定を踏まえた日本政策金融公庫の各業務の事業規模等は以下の通りです。

[平成29年度事業規模]

【融資・証券化支援・出資業務】

(単位:億円)

業 務	29 年度予算案	28 年度補正後	28 年度当初計画
国民一般向け業務 (融資業務)	26,803	29,283	28,283
農林水産業者向け業務 (融資業務)	4,200	4,600	4,200
(証券化支援業務)	19	19	19
中小企業者向け業務 (融資業務)	19,100	22,065	21,265
(証券化支援買取業務)	326	326	326
(証券化支援保証業務)	105	105	105
(債務の保証業務(海外展開支援))	500	500	500
(売掛金債権証券化等支援業務)	55	55	55
合計	51,108	56,953	54,753

【信用保険等業務】

(単位:億円)

業 務	29 年度予算案	28 年度補正後	28 年度当初計画
信用保険等業務 (中小企業信用保険)	129,000	182,000	182,000
(破綻金融機関等関連特別保険等)	660	660	660
(信用保証協会に対する貸付)	240	240	240
合計	129,900	182,900	182,900

【危機対応円滑化業務・特定事業等促進円滑化業務】

(単位:億円)

業 務	29 年度予算案	28 年度補正後	28 年度当初計画
危機対応円滑化業務 (ツーステップ・ローン)	5,420	7,470	7,470
(損害担保)	8,002	10,645	10,645
(利子補給)	136	148	148
特定事業等促進円滑化業務 (ツーステップ・ローン)	500	1,000	1,000
合計	14,058	19,262	19,262

(注)金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

東日本大震災からの復興支援	○「東日本大震災復興特別貸付」の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給	○平成 28 年熊本地震の被災地における支援措置の拡充（被災者創業、被災地創業）
創業や新事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「新創業融資制度」の拡充 ⇒ 現行の「勤務経験・雇用創出」等の貸付対象要件を満たさない場合であっても「1,000 万円以内の借入をする創業者」については、貸付対象に追加 ○「創業支援貸付利率特例制度」の拡充 ⇒ 貸付対象要件を「創業前及び創業後税務申告 2 期未満」に拡充 ○ 特別貸付制度の見直し ⇒ 「若者」の定義を「35 歳未満」に統一
事業再生等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「企業再建資金」の拡充 ⇒ 「取引金融機関において返済条件緩和を行っている者」及び「公的支援機関等の支援を受けて再生に取り組む者」を貸付対象に追加 ○「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒ 「事業承継に向けた取組を行う者」を貸付対象に追加
海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒ 「海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者」を貸付対象に追加
教育の機会均等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育資金貸付」の拡充 ⇒ 「世帯年収 500 万円以内の子ども 3 人以上の世帯」に対して優遇措置を導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○「企業活力強化資金」の拡充 ⇒ 「入居者確保のために空き家・空き店舗の改修を行う不動産賃貸業」を貸付対象に追加 ○「地域活性化・雇用促進資金」の拡充 ⇒ 「事業所内保育施設を整備する者」を貸付対象に追加 ○「IT 活用促進資金」の拡充 ⇒ 「IoT 投資を行う者」を貸付対象に追加 ○「観光産業等生産性向上資金」の創設 ⇒ 「おもてなし規格認証を取得した者」等を対象とした制度を創設

農林水産業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	○「震災特例融資」の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給	○平成 28 年熊本地震の被災農業者等に対する融資の特例措置の継続
農林水産業の新たな展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「スーパー L 資金」の特例措置の継続 <ul style="list-style-type: none"> ⇒中心経営体等向けの実質無利子化措置の継続 ⇒貸付限度額の特例措置の継続 ○「経営体育成強化資金」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ⇒認定新規就農者が農地等を取得する場合の貸付限度額の特例措置の拡充 ○「漁業経営改善支援資金」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ⇒漁船の取得等に必要な資金の貸付限度額の拡充

中小企業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	○「東日本大震災復興特別貸付」の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	○特別貸付制度の見直し ⇒「若者」の定義を「35歳未満」に統一
事業再生等への支援	○「企業再建資金」の拡充 ⇒「取引金融機関において返済条件緩和を行っている者」及び「公的支援機関等の支援を受けて再生に取り組む者」を貸付対象に追加 ○「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒「事業承継に向けた取組を行う者」を貸付対象に追加
海外展開支援	○「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒「海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者」を貸付対象に追加
その他	○「企業活力強化資金」の拡充 ⇒「入居者確保のために空き店舗の改修を行う不動産賃貸業」を貸付対象に追加 ○「IT活用促進資金」の拡充 ⇒「IoT投資を行う者」を貸付対象に追加 ○地域活性化・雇用促進資金の拡充 ⇒「事業所内保育施設を整備する者」を貸付対象に追加 ○「観光産業等生産性向上資金」の創設 ⇒「おもてなし規格認証を取得した者」等を対象とした制度を創設